

こども園 継続利用に必要な書類

(教育認定)

提出は、必ず受付期間内に！！

★ 受付期間→令和5年10月16日(月)～10月20日(金)の5日間

公立	高田こども園	午前8時30分から午後7時00分まで
	土庫こども園	
私立	つぼみ認定こども園	午前8時30分から午後7時00分まで
	よのもと保育園	午前9時30分から午後5時00分まで ※10月20日については午前9時30分から正午まで

★提出の必要がある人は、期間内に書類を完備し、提出してください。

【手続きに必要な書類】

<すべての人の提出書類> → 現在利用中の施設へ書類を完備して提出してください。

教育・保育給付認定に係る現況届 兼 継続利用確認書

<該当する人のみの提出書類>

- 診断書または意見書 (保育士加配対応のため、こども家庭相談センター又はリハビリセンター等の直近の診断書が必要)
- (特別)児童扶養手当証書コピー、障害者手帳コピー、生活保護受給証明書 (給食費が一部免除となる場合があるため)
- 保育料等算定に係る事項の申出書 (給食費が一部免除となる場合があるため。児童扶養手当証書が発行されていないひとり親等)
- 在園証明書 (兄弟が幼稚園に在園している場合、給食費が一部免除となる場合があるため)
- 令和5年度市町村民税課税(非課税)証明書

※市で令和5年度市町村民税課税状況が確認できない人のみ。提出済みの場合は不要。

利用継続までの流れ

※ 下記は基本的なスケジュールです。

10月
2日
16日～20日 診断書、市町村民税課税証明書等、
必要な書類を提出

11月

12月

1月

2月

3月



令和5年分所得税の確定申告 または
令和5年分(令和6年度)市・県民税の申告 (9月以降分割食費免除判定のため)
※ 勤務先から市町村に対し、給与支払報告書による令和5年分の所得
の報告があった人や、配偶者が行った扶養控除等の申告で控除対象配
偶者とされていた人等は、手続不要です。

中旬

下旬 利用承諾等の通知

4月

利用継続